

家庭ごみ用指定袋に掲載する広告を募集します！

～ 貴社のごみ減量・リサイクル運動や地球環境保全活動等をPRしませんか ～

- 1 広告を掲載する指定袋……令和7年度に作成する「家庭ごみ用指定袋 全種類・全サイズ」の外袋、約150万枚
- 2 広告の大きさ……縦約4cm×横約6.5cm
- 3 掲載料……1点あたり10万円
- 4 募集数……6点(応募多数の場合は抽選、1社が申し込むことのできる広告の数は1点)
- 5 応募方法……別紙の「申込書」に広告の「原稿」を添えて環境事業課へ提出してください。
(版下用の原稿は、後日、掲載が決定した方から提出していただきます。)
- 6 応募締切……令和7年6月20日(金)

指定袋
(外袋)の
広告の
イメージ



- 7 応募・問合せ先……長岡市環境事業課

〒940-0015 長岡市寿3-6-1 環境衛生センター内

電話:0258-24-2838 FAX:0258-24-6553

E-mail:kankyogy@city.nagaoka.lg.jp

(参考)

(1) 掲載の範囲

指定ごみ袋に掲載することができる広告は、指定ごみ袋の公共性及び品位を損なうおそれのない広告で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業の広告
- ② 政治活動又は宗教活動に関する広告
- ③ 特定の意見(環境の保全及び美化に関するものを除く。)の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とする広告
- ④ その内容又は表現が公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがある広告
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた広告

(2) 広告の掲載順位

掲載する広告を決定する場合の順位は、次に掲げる順序とする。

- ① ISO14000シリーズの認証を取得しているものであって市内に事業所等を有するものに係る広告及び長岡市ごみ減量・リサイクル協力店制度実施要綱に定める協力店として認定を受けているものに係る広告
- ② 前号に掲げるもの以外の企業及び自営業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- ③ 前2号に掲げるもののほか、掲載する広告として市長が適当であると認めたものに係る広告